

平成28年2月5日
開会 13時30分

○吉田議長

ただいまの出席議員は、16名で全員であります。

よって平成28年第1回宗像地区事務組合議会臨時会は成立いたしましたので、ここに開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布をしているとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本、臨時会の会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、12番 砂野議員、13番 花田議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本、臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3「諸報告」に入ります。

小山組合長、どうぞ。

○小山組合長

本日は、平成28年第1回宗像地区事務組合議会臨時会を開催いただきましたところ、お忙しい中、議員の皆様におかれましては、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の議案を簡単に説明いたします。

議案は2件でございます。

第1号議案は、救急車の寄付申出による、積載資機材購入のため、一般会計の補正予算です。

第 2 号議案は、東郷駅北口の配水管布設替工事に伴う債務負担行為の水道事業会計補正予算であります。

詳細につきましては、事務局長から議案の中で説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また本日は、臨時会終了後に全員協議会を予定しておりますので、最後までよろしくお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

○吉田議長

次に入ります。

日程第 4、第 1 号議案「平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 1 号議案を説明させていただきます。

第 1 号議案、平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）について、平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 5 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生

それでは、次のページをお開きください。

平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）は次の定めるところによる。

第 1 条でございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 925 万 5000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 4387 万 1000 円とする。

それでは、事項別明細書によりまして説明させていただきます。

予算書の 4 ページ 5 ページをお願いいたします。

2 の歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、4 目消防費負担金でございます。

補正前の額 12 億 7767 万 2000 円に、補正額 925 万 5000 円を増額し、12 億 8692 万 7000 円とするものでございます。

6 ページ 7 ページをお願いいたします。

3 の歳出でございます。

4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費でございます。

補正前の額 13 億 6850 万 4000 円に、補正額 925 万 5000 円を増額し、13 億 7775 万 9000 円とするものでございます。

今回の増額補正の理由といたしましては、高規格救急自動車 1 台の寄附の申し出をいたしましたことによりまして、救急車に積載いたします患者監視装置、電動式自動心臓マッサージ器など、積載資機材の購入費を増額補正させていただくものでございます。

なお、寄附者につきましては、宗像市東郷 6 丁目 8 番 13 号にお住まいの株式会社木村組代表取締役木村順子様でございます。

また、寄附の目的につきましては、救急出場件数が年々増加する中、救急車を 1 人でも多くの市民の方にお役立ていただきたいというお考えのもと、今回寄附をいただくものでございます。

第 1 号議案別途資料に基づきまして説明をさせていただきます。

A3 の横 1 枚ものでございます。

寄贈高規格救急自動車のイメージ図でございます。

この図面にあらわしておりますとおり、車両の両側面に寄贈者名といたしまして、社章を記載するようにいたしております。

これをもちまして、第 1 号議案、平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第 3 号)にかかります説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

はい、永島議員。

○永島議員

木村組は舗装業者、それから、土木業者ということで私は存じ上げておりますけども、この土木業者について水道事業に関して何も問題はないのですか。

将来的に、救急車を用意したということで、工事について何か便宜をくださいとか、そういうことはないでしょうか。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

今、永島議員お尋ねの道義的にいかがなものか、ということだろうと思います。

確かに、行政実例等調べさせていただきますと、寄附者が指名登録業者であることをもって、寄附を受けることができないという法的な制限はない、ということがあることから、問題はないという形で判断がなされております。

ただ今回、入札を進めていく中で、指名については他の業者と差異がないような形で注意をしていくことが今後において必要で、寄附をいただくことについて法的には問題ないということで、今回、寄附をいただくという形で進めさせていただいております。

以上でございます。

○吉田議長

いいですか。

はい、ほかに。

末吉議員。

○末吉議員

予算上の件でお尋ねしたいのですが、寄贈されたということなのですが、車体本体の寄贈については、予算上何らかの計上は必要ないですか。

消防としての機材として、先々これは減価償却も、きっと財産になっていくのではないかなと思うのですが。

普通、土地の寄贈があった場合は明確にその土地の価格を含めて、予算の中に収入しますよね。

そういう予算的な措置は必要ないのでしょうか。

その点だけお聞きします。

○吉田議長

資産計上はしなくていいかということですが。

花田事務局長。

○花田事務局長

はい、今回、寄贈につきましては現金をいただくわけではなく、あくまでも直接車両を本人様が業者さんにお願いされて、車体を寄附していただくという形になっております。

ただ、今回の寄贈につきましては救急車、車両の本体のみの寄贈であったものから、積載させていただきます資機材についての購入を今回改めてさせていただいたものでございます。

確かに言われますように財産等の関係でございますけども、今回、現金をいただいて、条件つきの寄附であれば、議決要件が発生するという形で確認させていただいております。

今回においては、車両を直接ご寄附いただくという形でございまして、今後において確かに車両を運行していく上では点検等発生します。

それについては、制限つきの寄附にあたらないという形で判断させていただいて、今回、資機材のみの補正という形でさせていただいております。

以上でございます。

○吉田議長

いいですか。

ほかに。

はい、福田議員。

○福田議員

この車両本体を寄附されたということでございますけれども、大体どのぐらいの価値があるものでしょうか。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

概算でございますけども、車両 1 台 2000 万円程度の車両価格になるそうでございます。以上です。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

2000 万円というととても高いですけども、資料を見ると車本体だけで 2000 万円ですか、これにプラス今回、救急の高規格救急自動車の資機材 925 万 5000 円、これにまた機材を付けるわけですよね。

そうすると、3000 万円くらいの車両になるということでしょうか。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

福田議員が申されておりますように、車両が 2000 万、あと資機材等で約 1000 万弱の費用がかかるということで、救急車を運用するためには約 3000 万近くの費用がかかるということでございます。

○吉田議長

福田議員。

○福田議員

それでは、寄附者は、3000万全部込みで寄附をされるということではなかったのですね。

それは、あちらの方の予算的なものがそこにあったのでしょうか。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

今回のご寄附につきましては、車両のみというお考えがございましたので、今回、車両をいただくという形でございまして、やはり、有効に活用させていただく上では、資機材の搭載が必要なところから、今回補正をさせていただいたということでございます。

○吉田議長

ほかに。

ないようですから、これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより、第1号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5、第2号議案「平成27年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 2 号議案の説明をさせていただきます。

第 2 号議案、平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）について、平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 5 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生

1 ページをお願いいたします。

平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）第 1 条でございます。

第 1 条 平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算第 10 条を第 11 条とし、第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の後に、次の 1 条を加える。

債務負担行為、第 5 条、債務負担行為をすることができる事項、期間を及び限度額は次のとおりと定める。

事項 東郷駅北口配水管布設替工事

期間 平成 27 年度から 28 年度まで

限度額 1400 万円

平成 28 年 2 月 5 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生

第 2 号議案の説明につきましては、A4 用紙 1 枚の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

現在、宗像市で進められております、東郷駅前広場整備工事に伴いまして、水道配水管の布設替工事を、平成 28 年 4 月末までに施工完了することが必要となっております。

つきましては、この整備工事の工期に合わせまして、配水管の布設替工事を行うこと必要であることから、平成 27 年度内に入札し、業者の選定を行う必要があることから、債務負担行為を計上させていただくものでございます。

施工個所につきましては、東郷駅北口から旧 3 号線に至る間でございまして、今回は緑の線、今回施行範囲という形で入れておりますが、それから東郷駅北口側でございます。

工事概要等については、それぞれ口径別にあらわしておりますが、工事延長といたしまして、合計約 150 メートルとなっております。

緑の線から旧 3 号線までの間は、本年度において施工を進めさせていただいております。

以上、これをもちまして、第 2 号議案、平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）にかかわります説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようでしたら、これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより、第2号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

以上で本日の議題を終了いたしました。

本会議中誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第42条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。

よって字句数字等の整理訂正は議長に委任することに決しました。

これをもちまして本日の日程は終了いたしました。

よって平成28年第1回臨時会を閉会いたします。

閉会 13時48分